

石狩湾新港発電所建設計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成24年4月

北海道電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公 告 の 日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦 覧 場 所	2
(4) 縦 覧 期 間	2
(5) 縦 覧 者 数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地 からの意見の概要とこれに対する当社の見解	2 3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成24年2月24日（金）

(2) 公告の方法

① 平成24年2月24日（金）付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1-1, 1-2 参照]

- ・北海道新聞（朝刊31面，札幌本社版）
- ・朝日新聞（朝刊26面，北海道版）
- ・読売新聞（朝刊32面，北海道版）
- ・毎日新聞（朝刊25面，北海道版）
- ・日本経済新聞（朝刊39面，北海道版）

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・自治体の広報誌へ掲載した。

[別紙2 参照]

広報おたる 3月号（No. 763）P16

広報いしかり 3月号（No. 712）P22

広報さっぽろ 3月号（No. 624）P32

広報とうべつ 3月号（No. 702）P14

- ・自治体（北海道，小樽市，石狩市，札幌市，当別町）ホームページ及び当社ホームページへ掲載した。

[別紙3-1～3-6 参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 5 箇所，当社事業所 3 箇所の計 8 箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・北海道庁 環境推進課 (札幌市中央区北 3 条西 6 丁目)
- ・小樽市役所 企画政策室統計担当 (小樽市花園 2 丁目 1 2 番 1 号)
- ・石狩市役所 環境課 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 3 0 番地 2)
- ・札幌市役所 環境共生推進担当課 (札幌市中央区北 1 条西 2 丁目)
- ・当別町役場 環境生活課 (石狩郡当別町白樺町 5 8 番地 9)

② 当社事業所

- ・札幌支店 (札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地)
- ・小樽支店 (小樽市富岡 1 丁目 9 番 1 号)
- ・札幌北支社 (札幌市北区篠路 2 条 2 丁目 8 番 1 8 号)

③ インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。 [別紙 4 参照]

(4) 縦覧期間

平成 2 4 年 2 月 2 4 日 (金) から平成 2 4 年 3 月 2 3 日 (金) までとした。

平日の 9 時から 1 7 時までとし，当社事業所及び当社ホームページでは，さらに縦覧期間終了後も平成 2 4 年 4 月 6 日 (金) まで閲覧可能とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は，縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

総 数 1 5 名 (縦覧者記録用紙記載者数) [別紙 5 参照]
(内訳)

① 自治体庁舎

- ・北海道庁 1 名
- ・小樽市役所 1 名
- ・石狩市役所 4 名
- ・札幌市役所 2 名
- ・当別町役場 0 名

② 当社事業所

- ・札幌支店 5 名
- ・小樽支店 1 名
- ・札幌北支社 1 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年法律第27号）第7条の2の規定に基づき、施行前ではあるが、方法書の記載事項を周知するための説明会を自主的に開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告（お知らせ）と同時に行った。

（1）開催日時

平成24年3月8日（木） 18時30分～20時20分

（2）開催場所

花川北コミュニティセンター ホール（石狩市花川北3条2丁目198番1号）

（3）来場者数

70名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

（1）意見書の提出期間

平成24年2月24日（金）から平成24年4月6日（金）まで
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。）

（2）意見書の提出方法

[別紙6 参照]

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

（3）意見書の提出状況

意見書の提出は4通、意見総数は18件であった。

自治体広報誌への掲載

○ 広報おたる 3月号 (No. 763) P16

「石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価方法書」の縦覧について
北海道電力株式会社

- 縦覧場所・期間(土曜日・日曜日・祝日を除く)
小樽市役所本館3階企画政策室統計担当 3月23日(金)まで
北海道電力(株)小樽支店 4月 6日(金)まで
- 縦覧時間
平日 午前9時から午後5時まで
- 意見書
環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、または書面にて4月6日(金)まで(当日消印有効)に郵送によりお寄せください。
- 意見書の提出先・お問い合わせ先
〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力(株) 総務部立地室 火力・水力グループ 宛
TEL011-251-4390(平日 午前9時から午後5時まで)

○ 広報いしかり 3月号 (No. 712)

P22

北海道電力(株)
石狩湾新港発電所建設計画
【環境影響評価方法書の縦覧】
期間 2月24日(金)～3月23日(金)
※土日祝日を除く
時間 9時～17時
縦覧場所 環境課(市役所3階)
問合せ 北海道電力(株)総務部立
地室火力・水力グループ
☎011-251-4390

○ 広報とうべつ 3月号 (No. 702)

P14

縦覧
**縦覧できます「石狩湾新港発電
所建設計画環境影響評価方法書」**

▼縦覧場所・縦覧期限

- ・町環境生活課…3月23日(金)
- ・北海道電力(株)札幌北支社
…4月6日(金)

※土日・祝日を除く

▼縦覧時間 9時～17時

▼意見書

環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けております意見書箱に投函していただくか、または書面にて4月6日(金)まで(当日消印有効)に郵送してください。

▼意見書の提出先・問合せ

北海道電力(株)総務部立地室火力・水力グループ(〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2・☎011-251-4390)

○ 広報さっぽろ 3月号 (No. 624)

P32

石狩湾新港発電所建設計画
環境影響評価方法書の縦覧
日 3月23日(金)まで。
所 市役所12階環境対策課。
図 環境共生推進担当(211)2
879

北海道ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成 2 4 年 2 月 2 4 日（金）から掲載

**北海道**

[? ホームページの使い方](#) [🗺️ サイトマップ](#) [文字を大きくするには](#)

サイト内検索:

[ホーム](#) [観光](#) [くらし・医療・福祉](#) [環境・まちづくり](#) [教育・文化](#) [産業・経済](#) [行政・政策・税](#)

[ホーム](#) > [環境生活部](#) > [環境推進課](#) > 環境アセスメント関連情報～北海道の環境アセスメント～(環境推進課)

北海道の分類: [環境・まちづくり](#) > [環境保全・リサイクル](#) > [環境への配慮](#)

環境アセスメント関連情報

～北海道の環境アセスメント～

★お知らせ★ (最近のもののみ記載しています。)

[環境影響評価法の規定により、石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価方法書の縦覧が開始されました。\(H24.2.24\)](#)
※上記方法書の書面による縦覧は、北海道環境生活部環境推進課でも行っています。

[旭川圏都市計画道路3・3・62東旭川東神楽通審議会開催結果を公開します。\(H23.11.24\)](#)

[新岩松発電所新設工事環境影響評価方法書に係る知事意見を提出しました。\(H23.11.17\)](#)

[「北海道環境情報データベース構築事業委託業務」\(H23\)公募型プロポーザル実施について\(H23.05.02\)](#)

小樽市ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成24年2月24日（金）から掲載

小樽市

Otaru City Official Site

English

中文

한국어

よみあげ

ふりがな

もじを大きく

いろ

設定

検索

観光客の皆さんへ

市民の皆さんへ

事業者の皆さんへ

市政情報・統計・計画

トップ > 市政情報・統計・計画 > 計画・構想等 > 石狩湾新港発電所建設計画 > 「石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価方法書」の縦覧について

【企画政策室】

「石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価方法書」の縦覧について

北海道電力株式会社による「石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価方法書」の縦覧が行われます。

◆縦覧期間

平成24年2月24日（金）から平成24年3月23日（金） 午前9時から午後5時 （土・日・祝日は除く。）

◆縦覧場所

市役所 本館3階 企画政策室統計担当

※北海道電力株式会社のホームページでも縦覧できます。（クリックすると同社のホームページが表示されます。）

◆問い合わせ先

北海道電力株式会社
総務部立地室 火力・水力グループ
〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地
電話 011-251-4390

トップ > 市政情報・統計・計画 > 計画・構想等 > 石狩湾新港発電所建設計画 > 「石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価方法書」の縦覧について

【企画政策室】

総務部企画政策室
〒047-8660
小樽市花園2丁目12番1号
電話0134-32-4111 内線273
ファクス0134-22-6727

組織一覧 | 個人情報の取扱い | 著作権・リンク等 | アクセシビリティ

石狩市ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成24年2月24日（金）から掲載



北海道 **石狩市**
Hokkaido Ishikari City

石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価方法書の縦覧について

 ページを印刷

・ [石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価方法書の縦覧について](#)

 石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価方法書の縦覧について

北海道電力株式会社による石狩湾新港発電所建設計画について、環境影響評価方法書の縦覧を下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。

◎期 間:平成24年2月24日(金曜日)から3月23日(金曜日)まで
・土、日、祝日を除きます。

◎時 間:午前9時から午後5時まで

◎場 所:石狩市役所3階 市民生活部環境室環境課

◎備 考:本環境影響評価方法書の縦覧に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

◎問合せ:北海道電力株式会社 総務部 立地室
火力・水力グループ
電話 011(251)4390

➤ [北海道電力株式会社 石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価手続きについてのページ\(外部リンク・別ウィンドウで表示\)](#)

◀ [環境メニューへ](#) | [ページの先頭へ](#) ▶

このページに関するお問い合わせは
環境室環境課
Tel:0133-72-3240
E-Mail:kankyou@city.ishikari.hokkaido.jpまで

札幌市ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成24年2月25日(土)から

札幌市
City of Sapporo

文字サイズ

縮小標準拡大

色合いの変更

キーワードを入力

検索

救急当番医

緊急時の連絡先

避難場所

サイトマップ

ホーム

防災・防犯・消防

暮らし・手続き

健康・福祉・子育て

教育・文化・スポーツ

観光・産業・ビジネス

市政情報

ホーム > [暮らし・手続き](#) > [環境・みどり](#) > [環境保全](#) > [環境アセスメント\(環境影響評価\)](#) > [実施状況一覧](#) > [石狩湾新港発電所建設計画](#) > 環境影響評価方法書の縦覧

更新日：2012年2月25日

ツイート

環境影響評価方法書の縦覧

「石狩湾新港発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び意見募集が行われています。

北海道電力株式会社では石狩湾新港地区に火力発電所の建設を計画しています。
現在、環境影響評価法に基づき、当計画の環境影響評価方法書の縦覧及び環境の保全の見地からの意見募集が下記のとおり行われています。

縦覧及び意見書の提出について

縦覧場所

1.札幌市役所本庁舎12階環境共生推進担当課
2.北海道電力(株)札幌支店、札幌北支社
3.[北海道電力株式会社のホームページから方法書を閲覧することができます。](#)

縦覧期間(土日・祝日をのぞく)

1.について 平成24年2月24日(金曜日)～3月23日(金曜日)まで
2.について 平成24年2月24日(金曜日)～4月6日(金曜日)まで

縦覧時間

午前9時～午後5時

意見書

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、次の事項をご記入の上、縦覧場所に設置されている意見書箱に投函するか、
[4月6日\(金曜日\)まで\(当日以降有効\)](#)に事業者(北海道電力(株))宛て書面にてご意見を送付してください。

記入事項

・氏名及び住所(法人・団体は、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地)
・意見書の提出の対象である方法書の名称(「石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価方法書」とご記入ください。)
・方法書についての環境の保全の見地からの意見(理由を含めて記載)

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒060-8677
札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社 総務部立地室火力・水力グループ宛て
電話011-251-4390

このページについてのお問い合わせ

札幌市環境局環境都市推進部環境共生推進担当課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階
電話番号：011-211-2879
ファクス番号：011-218-5108
● お問い合わせフォーム

当別町ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成24年2月27日（月）から掲載

札幌近郊の自然あふれる我がまち。



サイト内検索

よみあげ

ふりがな

もし大きく

いろ

案内町民観光緊急組織

[トップ](#) > [環境生活課](#) > 北海道電力(株)石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価方法書の縦覧について

北海道電力(株)石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価方法書の縦覧について

北海道電力(株)では石狩湾新港に液化天然ガス発電所建設計画にあたり、これに伴い環境に与える影響の有無について、環境影響評価法に基づき調査を行うため、調査内容について方法書を示し意見聴取を行っております。

意見等については下記により提出願います。

▼縦覧場所・縦覧期限

- ・町環境生活課...3月23日(金)
- ・北海道電力(株)札幌北支社...4月6日(金)
- ※土日・祝日を除く

▼縦覧時間

9時から17時

▼意見書

環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けております意見書箱に投函していただくか、または書面にて4月6日(金)まで(当日消印有効)に郵送してください。

北海道電力(株)のホームページ内の閲覧も可能です。
URL: http://www.hepco.co.jp/eng_assess/index.html

▼意見書の提出先・問合せ

北海道電力(株)総務部立地室火力・水力グループ
〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2
TEL 011-251-4390

[トップ](#) > [環境生活課](#) > 北海道電力(株)石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価方法書の縦覧について

個人情報取扱い | 著作権・リンク等 | アクセシビリティ

サイトマップ

当別町住民環境部環境生活課
電話: 0133-23-2503(環境対策係)/0133-23-3209(町民生生活係)
FAX: 0133-23-3206
環境対策係 E-mail: kankyo@atmarktown.tobetsu.hokkaido.jp
町民生生活係 E-mail: jusei3@atmarktown.tobetsu.hokkaido.jp
(迷惑メール対策の為、送信する場合は「@」を「&」と書き換えて下さい。)

当社ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成24年2月23日（木）から掲載

ともに 明るく 明日のために。
Light up your future

▶ よくあるご質問 ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ ▶ モバイル ▶ ENGLISH

検索

電気のご使用・料金 オール電化 原子力・環境・エネルギー お知らせ 会社案内

HOME > お知らせ > プレスリリース 2011年度

石狩湾新港発電所建設計画に係る環境影響評価方法書の届出・送付および縦覧について

2012年2月23日

当社は本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、石狩湾新港発電所建設計画に係る「石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）を経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、小樽市長、石狩市長、札幌市長および当別町長へ送付しましたので、お知らせいたします。

また、環境影響評価法に基づき、2月24日（金）より、方法書の縦覧を以下のとおり行います。

- 方法書の縦覧
 - 縦覧場所

【関係自治体庁舎】
北海道庁、小樽市役所、石狩市役所、札幌市役所、当別町役場

【当社事業所】
札幌支店（本店社屋）、小樽支店、札幌北支社
 - 縦覧期間

2012年2月24日（金）から2012年3月23日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

なお、当社事業所では、縦覧期間終了後も2012年4月6日（金）まで、土曜日、日曜日、祝日を除きご覧いただけます。
 - 縦覧時間

各所とも午前9時から午後5時まで
 - 電子縦覧

方法書は当社ホームページにおいてもご覧いただけます。

掲載URL http://www.hepco.co.jp/eng_assess/index.html
- 意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、当社宛に書面にて意見書をお寄せください。

 - 意見書の記載事項
 - 氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
 - 意見書の提出の対象である方法書の名称（「石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価方法書」とご記載ください。）
 - 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めてご記載ください。）
 - 意見書の提出期限

2012年4月6日（金）まで（当日消印有効）
 - 意見書の提出先・お問い合わせ先

〒060-8677
札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社 総務部立地室火力・水力グループ
TEL: 011-251-4390

＝ プレスリリース 2011年度

- ▶ プレスリリース 2010年度
- ▶ プレスリリース 2009年度
- ▶ プレスリリース 2008年度
- ▶ プレスリリース 2007年度
- ▶ プレスリリース 2006年度



PDF形式のファイルが掲載されている場合、閲覧にはアドビシステムズ社から提供されている「Adobe Reader」が必要となります。

3. 方法書の内容

- 〈第1章〉事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 〈第2章〉対象事業の目的及び内容
- 〈第3章〉対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 〈第4章〉対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4. 方法書説明会

方法書説明会を以下のとおり開催いたします。

(1) 日時

2012年3月8日(木) 午後6時30分～午後8時30分(予定)

(2) 場所

花川北コミュニティセンター
石狩市花川北3条2丁目198-1

(3) お問い合わせ先

〒060-8677
札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社 総務部立地室火力・水力グループ
TEL:011-251-4390

【添付資料】

[石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価方法書のあらまし](#)  [PDF:9375KB]

[お知らせ一覧に戻る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

北海道電力株式会社

All Rights Reserved. Copyright(C) HEP-CHO Hokkaido Electric Power Co.,Inc.

[個人情報保護方針](#)

[ご利用にあたって](#)

[アクセシビリティについて](#)

[リンク集](#)

石狩湾新港発電所建設計画

環境影響評価方法書のあらまし



 **北海道電力**

はじめに

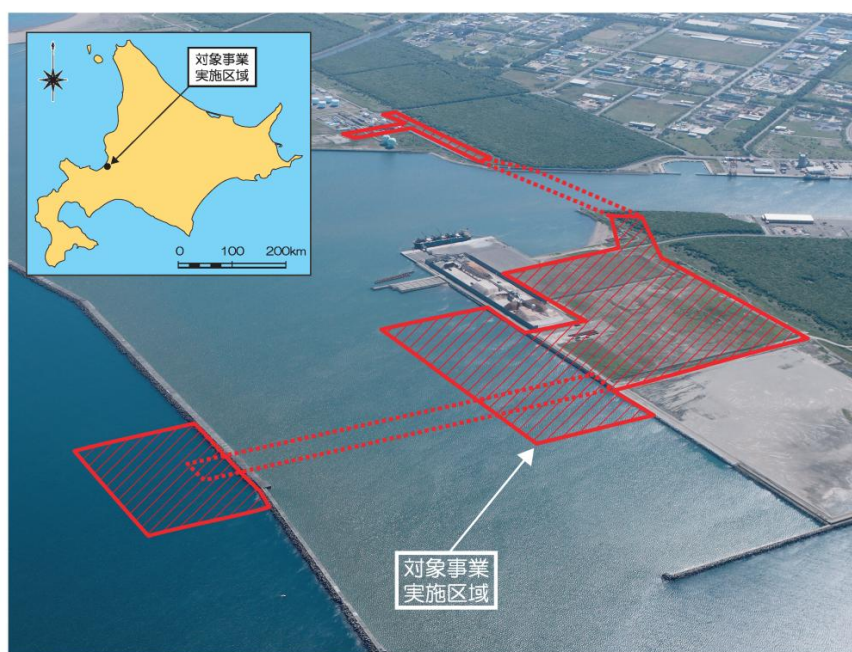
平素より皆さまには、当社の事業活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は、今後も堅調な増加が想定される電力需要に対応するとともに、燃料種の多様化を図り、将来的な電力の安定供給を確保なものとするため、環境特性に優れていることに加え、高い熱効率を得ることが可能であるLNG（液化天然ガス）火力発電所（コンバインドサイクル発電）を新たに導入することといたしました。

立地点は、電源の分散化を図ることに加え、当社需要の約4割を占める電力の大消費地である札幌圏に近く、資機材の荷揚げに必要となる港湾インフラが整備されている等の点から、石狩湾新港地域（西地区）を選定いたしました。

本計画を進めるに当たりまして、環境への影響を調査、予測及び評価するため、「環境影響評価法」及び「電気事業法」第46条の2に基づき、その調査方法などを記載した「環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）を作成いたしました。

本資料は、そのあらまし等をご紹介しますものです。ご一読いただきまして、石狩湾新港発電所建設計画について、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



（平成 23 年 6 月撮影）

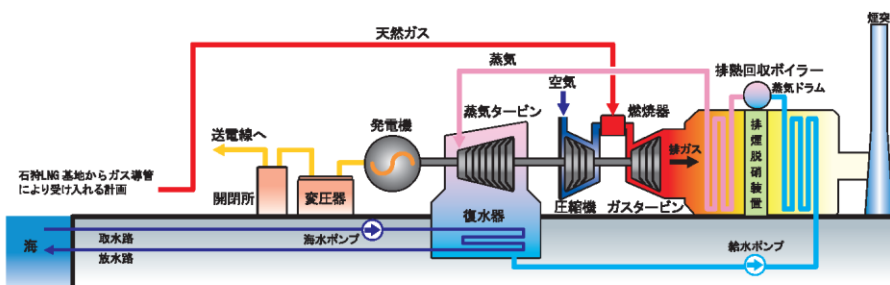
注：破線部分は埋設設備を示し、そのルートは未確定のため想定される範囲を示します。

対象事業の概要

対象事業の内容

原 動 力 の 種 類	ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力	160万kW程度
燃 料	天然ガス
所 在 地	北海道小樽市銭函地先及び石狩市新港中央4丁目
工事開始時期（予定）	1号機 平成27年度、2号機 平成30年度、3号機 平成37年度
運転開始時期（予定）	1号機 平成31年度、2号機 平成33年度、3号機 平成40年度

発電設備の概要



「コンバインドサイクル発電方式」とは、ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電方式であり、従来型の蒸気タービンによる発電方式と比べ、熱効率が高く、エネルギーの有効活用を図ることができます。

また、燃料として使用する天然ガスは、燃焼時に硫黄酸化物やばいじんを発生せず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出の面でも環境特性に優れています。

工事工程（予定）

工 事 年 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
工 事 月 数	0	12	24	36	48	60	72	84	96	108	120	132	144	156
全 体 工 程	1号機 工事開始 ▼				2号機 工事開始 ▼	1号機 運転開始 ▼		2号機 運転開始 ▼			3号機 工事開始 ▼			3号機 運転開始 ▼
1号機プラント工事 取放水設備工事 掘削工事 ガス導管敷設工事														
1号機試運転														
2号機プラント工事														
2号機試運転														
3号機プラント工事														
3号機試運転														



環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の着手前に、環境の現状を調査し、事業の実施による環境への影響を予測及び評価して、その結果に基づき適正な環境配慮について検討を行うものです。

方法書は、対象事業の概要、対象事業実施区域とその周囲の概況、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について記載したものです。

対象事業実施区域及びその周囲の概況把握

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を検討するに当たって必要と考えられる範囲を対象に、既存文献等により整理しました。

【自然的状況】

大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、整理しました。

【社会的状況】

人口及び産業、土地利用、海域等の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備及び廃棄物の状況について、整理しました。

また、環境保全を目的とした法令等による指定地域、規制基準、施策についても内容を整理しました。

対象事業に係る環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）に基づき、対象事業の特性と対象事業実施区域及びその周囲の地域特性を踏まえ、右表のとおり選定しました。

調査・予測の手法

発電所の建設工事や運転によって影響が予想される大気質や水質等について、文献調査及び現地調査により現況を把握したのち、数値計算等により影響を予測し、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

評価の手法

調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し評価します。

また、国や自治体による環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策が示されている場合には、それらとの整合が図られているかを検討し評価します。



環境影響評価項目の選定表

環境要素の区分 影響要因の区分				工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用							
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働	排ガス	排水	温排水	機械等の稼働	資材等の搬出入
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大環境	大気質	硫酸化物										
			窒素酸化物	○				○				○	
			浮遊粒子状物質										
			石炭粉じん										
			粉じん等	○									○
		騒音	騒音	○								○	
		振動	振動	○								○	
	水環境	水質	水の汚れ						○				
			富栄養化							○			
			水の濁り	○	○								
			水温							○			
		底質	有害物質	○									
	その他	その他	流向及び流速						○				
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○					
海域に生息する動物						○			○				
植物		植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○	○						
			海域に生育する植物			○			○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系	景観	地域を特徴づける生態系			○							
			主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○							
			主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○								○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物等	産業廃棄物			○						○	
			残土			○							
			温室効果ガス等					○					

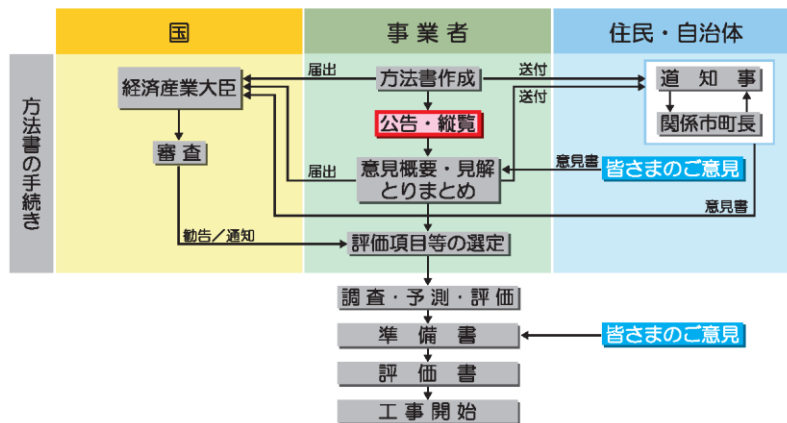
注：１． は、火力発電所の一般的な環境影響評価項目（参考項目）を示します。

２．「○」は、環境影響評価の項目として選定したものを示します。



環境影響評価の手続き

法律に基づく環境影響評価の手続きは次のとおりであり、今回の「方法書」の縦覧は赤枠で示した段階のものです。今後、皆さまのご意見をお聞きした上で調査・予測・評価を行い、その結果を「準備書」として縦覧し、さらに「評価書」としてとりまとめることとなります。



方法書の縦覧について

場 所		期 間	時 間	備 考
自治体庁舎	北海道庁 環境推進課	平成24年2月24日（金） ～平成24年3月23日（金）	平日 午前9時00分 ～午後5時00分	土曜日、日曜日、 祝日は除きます。
	小樽市役所 企画政策室統計担当			
	石狩市役所 環境課			
	札幌市役所 環境共生推進担当課			
当社事業所	当別町役場 環境生活課			
	札幌支店	平成24年2月24日（金） ～平成24年4月6日（金）		
	小樽支店 札幌北支社			

縦覧期間中（4月6日まで）は、当社ホームページ（<http://www.hepco.co.jp/>）からもご覧いただけます。

環境影響評価方法書に関するお問い合わせ先

北海道電力株式会社
 総務部 立地室 火力・水力グループ
 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地
 Tel 011-251-4390 Fax 011-232-1794
 受付：9:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日を除く）

表紙の写真

（左）小樽市の花：ツツジ

（右）石狩市の花：ハマナス



当社ホームページに掲載した方法書の内容

○ 平成24年2月24日（金）から掲載

ともに 輝く 明日のために。
Light up your future.

ほくでん

よくあるご質問 ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ ▶ モバイル ▶ ENGLISH

電気のご使用・料金

オール電化

原子力・環境・エネルギー

お知らせ

会社案内

HOME > 石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価手続きについて

石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価手続きについて

石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価手続きについて、以下のとおり公開いたします。

環境影響評価方法書

環境影響評価方法書〔要約書〕

環境影響評価方法書のあらまし  [PDF:9,375KB]

環境影響評価方法書説明会のご案内  [PDF:217KB]



PDF形式のファイルが掲載されている場合、閲覧にはアドビシステムズ社から提供されている「Adobe Reader」が必要となります。

石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価手続きについて

▲ ページの先頭へ

北海道電力株式会社
All Rights Reserved. Copyright(C) HEPCO Hokkaido Electric Power Co.,Inc.

個人情報保護方針 | ご利用にあたって | アクセシビリティについて | リンク集

縦覧場所に設置した縦覧者記録用紙

縦 覧 者 記 録 用 紙

※ 記入例に従い、ご記入ください。

縦覧場所：

No.	縦 覧 日	性 別	年 齢	住 所	職 業
記入例	平成 2 4 年 ○ 月 ○ 日	① 男 2. 女	△△ 歳	① 小樽市 2. 石狩市 3. 札幌市 4. 当別町 5. その他北海道内 6. 北海道外	会社員
1	平成 2 4 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 小樽市 2. 石狩市 3. 札幌市 4. 当別町 5. その他北海道内 6. 北海道外	
2	平成 2 4 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 小樽市 2. 石狩市 3. 札幌市 4. 当別町 5. その他北海道内 6. 北海道外	
3	平成 2 4 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 小樽市 2. 石狩市 3. 札幌市 4. 当別町 5. その他北海道内 6. 北海道外	
4	平成 2 4 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 小樽市 2. 石狩市 3. 札幌市 4. 当別町 5. その他北海道内 6. 北海道外	
5	平成 2 4 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 小樽市 2. 石狩市 3. 札幌市 4. 当別町 5. その他北海道内 6. 北海道外	
6	平成 2 4 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 小樽市 2. 石狩市 3. 札幌市 4. 当別町 5. その他北海道内 6. 北海道外	
7	平成 2 4 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 小樽市 2. 石狩市 3. 札幌市 4. 当別町 5. その他北海道内 6. 北海道外	
8	平成 2 4 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 小樽市 2. 石狩市 3. 札幌市 4. 当別町 5. その他北海道内 6. 北海道外	
9	平成 2 4 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 小樽市 2. 石狩市 3. 札幌市 4. 当別町 5. その他北海道内 6. 北海道外	
1 0	平成 2 4 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 小樽市 2. 石狩市 3. 札幌市 4. 当別町 5. その他北海道内 6. 北海道外	

縦覧場所に用意した意見書（様式）

(No.)										
石狩湾新港発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する意見書										
平成 24 年 月 日										
(住 所) _____										
(氏 名) _____										
(連絡先) _____										
環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境保全の見地より、次のとおり意見を提出する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="height: 20px;"></td></tr><tr><td style="height: 20px;"></td></tr><tr><td style="height: 20px;"></td></tr><tr><td style="height: 20px;"></td></tr><tr><td style="height: 20px;"></td></tr><tr><td style="height: 20px;"></td></tr><tr><td style="height: 20px;"></td></tr><tr><td style="height: 20px;"></td></tr><tr><td style="height: 20px;"></td></tr><tr><td style="height: 20px;"></td></tr></table>										

【 備考 】

1. 意 見 書：住所・氏名は必ず記入してください。（環境影響評価法施行規則第4条の規定による）
なお、1枚目に意見を全て記載できない場合は、複数枚をご使用ください。その際は、意見書右上の（No. ）にページを記入し、2枚目以降にも住所・氏名を必ず記入願います。

2. 提 出 先：〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社 総務部立地室火力・水力グループ

3. 提出期限：平成24年4月6日（金）〔当日消印有効〕

【 注 】

- ・ご記入いただいた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することはありません。
- ・当社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入いただいた個人情報は適正に取り扱うこととしております。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は18件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	P2. 2-1 3. 発電所の出力に160万kW程度とあるが、その根拠を記載してほしい。	石狩湾新港発電所は、今後も堅調な増加が想定される電力需要に対応するとともに、燃料種の多様化を図り、将来的な電力の安定供給を確実なものとするため導入を計画したものです。 とりわけ、当社（グループ会社を含む）の既設火力設備については、平成31年度までに全13機中6機（130万kW程度）が、平成40年度までに11機（310万kW程度）が運転開始40年を経過し、経年化が進展するため、故障等による発電停止の頻度が増加することが懸念されます。 また、風力、太陽光といった再生可能エネルギー導入拡大が想定されるなか、調整力を確実に担う信頼性の高い電源の確保が必要となっております。 以上のような状況に備え、運用性に優れた新鋭LNG火力を早期に導入する計画といたしました。 発電設備は、高い熱効率と優れた環境特性に加え、中長期的な発電所運用の変化にも柔軟に対応が可能な運用特性を勘案し、単機出力50万kW級の機種から選定する計画としております。 このように中長期的な観点から、計画している運転開始年度に、1～3号機各50万kW級を導入することとし、総出力は160万kW程度を想定しております。
2	配置図について 方法書の第2. 2-4図(1)発電所の配置計画の概要は、1号機だけの配置図ですか？ 1号機だけの配置図を示すのはおかしいではありませんか？ 環境への影響を調査、予測、評価するのに、1号機だけでできますか？ それとも、2号機、3号機も含まれているのですか？ でしたら、海の部分には何ができるのですか？	環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）第2. 2-4図(1)「発電所の配置計画の概要」（P2. 2-5）については、号機別の詳細な配置計画が決まっていないため、1～3号機を含んだ全体の配置計画を示しております。 詳細な配置計画については、今後、検討を行い、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載いたします。 また、海の部分には、1～3号機用の放水路及び放水口を設置する計画としております。 なお、放水路及び放水口は1～3号機共用とする計画ですが、設置数については、今後、検討を行い、準備書に記載いたします。
3	P4. 1-1 第4章 対象事業に係る……評価の手法 ・下から8行目に「若干の樹木伐採がある。」とありますが、具体的にどこか記載して下さい。	対象事業実施区域のうち、陸域の大部分は埋立地であり、動植物に関する既存資料が少ないことから、情報を把握できませんでした。 そのため、動植物の生息・生育状況を把握することを目的に、昨年の5～9月にかけて、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲を対象として、予備調査を実施いたしました。 その結果、発電所計画地の一部で、埋立後に生育したヤナギ類の低木を確認いたしました。 発電所計画地では敷地の造成・整地等を計画していることから、確認したヤナギ類の低木の伐採を計画しております。

2. 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解
4	電子縦覧について 私たちが北電泊原発のいわゆる「やらせ」問題から学んだことは、手続きを正しく行うことの重要性です。石狩湾新港発電所建設計画の環境影響評価においても、手続きを正しく行うことが肝要です。 電子縦覧については、一般市民が方法書をじっくり読んで、より広く適正な意見を北電に提出できるように、閲覧だけではなく保存・印刷ができるようにしてください。また、意見書の提出を電子メールでも可能にしてください。 手続きを正しく行うこと、一般市民の意見をより広くきちんと受け止めることは北電の今の課題ではありませんか？ 準備書・評価書では、期待しています。	手続きについては、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条に基づき1月間縦覧するとともに、縦覧期間終了後も当社事業所において2週間閲覧可能な状態といたしました。 今回の電子縦覧は、「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年法律第27号）の施行前ではありますが、同法の改正内容を踏まえ、自主的な取り組みとして実施したものです。 保存・印刷、電子メールでの意見受付については、著作権の侵害、ファイルの改ざん等の懸念があることから、今後、検討を行い、準備書の電子縦覧までに取扱いを整理いたします。

3. 大気質

No.	意見の概要	当社の見解
5	何もないところに設けられる施設により、10km程の距離に生活する者としては、不安があります。 風向により、窒素酸化物が落下するのではないかと、光化学スモッグが発生するのではないかと。植物への影響も同じく不安です。その点のより詳しい考察をお願いします。	本事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法は、「発電所アセス省令※」に基づき、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ選定いたしました。 窒素酸化物は、施設の稼働（排ガス）に伴い発生することから、環境影響評価の項目として選定しております。 窒素酸化物の排出量低減対策としては、低NO_x燃焼器を採用するとともに、ばい煙処理設備として排煙脱硝装置を設置する計画としております。 これら設備の諸元と気象観測等の結果を用いて、対象事業実施区域（発電所）を中心とした半径20kmの範囲について、窒素酸化物に係る大気拡散の予測・評価を行い、その結果を準備書に記載いたします。 光化学スモッグの原因である光化学オキシダントは、窒素酸化物と揮発性有機化合物（VOC）が、太陽からの強い紫外線を受けて化学反応し生成されることから、上記の窒素酸化物の排出量低減対策に加え、VOCの排出量低減対策として、建屋や煙突の塗装は可能な限り低VOC塗料を使用し、光化学オキシダントの生成抑制を図る計画としております。 窒素酸化物による植物への影響は、「新・公害防止の技術と法規 2012 大気編」（社団法人産業環境管理協会、平成24年）によると、大気中で数百ppb～数ppmの濃度レベルで発生するとされております。 天然ガスを燃料としたコンバインドサイクル発電の事例では、窒素酸化物の最大着地濃度（年平均値）は概ね0.0001ppm（0.1ppb）以下であることから、植物への影響はないと考えております。 ※「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）
6	使用する燃料の成分が不明なため、大気測定項目が妥当なものなのかどうか不明。 具体的には、S分、N分の割合を明記すること。	発電用燃料として使用する天然ガスは、液化過程で硫黄分等の不純物が除去されるため、施設の稼働（排ガス）に伴い、硫黄酸化物及びばいじんは発生いたしません。 窒素酸化物は、施設の稼働（排ガス）に伴い、主に空気中の窒素が燃焼により高温で酸化されて発生することから、環境影響評価の項目として選定しております。 使用する燃料の性状については、準備書に記載いたします。

4. 水環境

No.	意見の概要	当社の見解
7	石狩湾全体への影響について 石狩川から石狩湾に流れ込む土砂の量が、以前に比べ減ってきているので、砂浜海岸への砂の供給が減ってきていると言われています。 また、石狩湾新港ができ北防波堤ができてのち、小樽ドリームビーチの砂が波にえぐり取られるようになったので、巷では、石狩湾新港が石狩湾内の潮の流れを変え、その結果、小樽ドリームビーチなどがえぐられているのではないかととも言われています。 砂が減ったところと、増えたところがあります。 石狩市域の海岸線でも、新港の東側の砂が増えたところと、はまなすの丘の先端部のように抉られているところがあります。 北防波堤の沖側の対象事業実施区域の実線部分には放水口以外に、何ができるのですか？ 他の電源の発電所のためのものではありませんか？ 現在の北防波堤よりも突出するならば、石狩湾の潮の流れにさらに影響を及ぼす可能性はありませんか？地域を限定した流況（流向および流速）あるいは漂砂調査ではなく、石狩湾全体への影響を調べる必要があるのではありませんか？ 外洋ではないので、石狩湾という閉鎖性海域での複雑な潮の流れを調査する必要があると思います。	北防波堤の沖側の対象事業実施区域の実線は、石狩湾新港発電所の放水口を設置する範囲及びその工事範囲を示しており、その他の構造物等の設置は計画しておりません。 放水口の詳細は検討中ですが、形状は円盤状、寸法は直径10数m程度、高さ3m程度とし、水深15m程度の海底付近に設置する計画としております。 放水口の設置は、限られた範囲であることから、周辺海域の流況（流向及び流速）への影響は小さいものと考えております。 放水口の計画については、今後、詳細検討を行い、準備書に記載いたします。
8	P4. 2-22～24 第4. 2-2図(1)(2)(3) ・排水中のCOD、ノルマルヘキサン量は、決して少ないとは言えないと思いますので、測定データはしっかり取るべきと思います。 測定点は、おおむね妥当と思われますが、漁業権のある区域への影響が気になります。水温についても同様です。十分な配慮をお願いします。	排水中のCOD及びノルマルヘキサン抽出物質含有量については、「石狩湾新港地域に係る環境影響評価書（確定）」（北海道、平成9年）において、水質汚濁に係る配慮事項（事業を実施しようとする者が環境保全のために配慮すべき事項）として記載されている数値に基づき、方法書第2. 2-6表（P2. 2-11）のとおり設定しております。 排水の水質は、排水処理装置出口で定期的に測定し、管理する計画としております。 海域の調査範囲の設定にあたり、発電所からの温排水による水温上昇が想定される拡散範囲を簡易的な手法により予測した結果、その範囲は、放水口を起点として、海岸と平行に各々約300m、沖合方向に約400mとなっております。 予測した拡散範囲から漁業権のある区域までは、最も近い小樽側で海岸と平行に約1km、沖合方向に約2km離れていることから、漁業権のある区域での調査は計画しておりません。 なお、調査範囲内における水の汚れ及び水温については、現地調査を行った上で予測・評価を実施し、その結果を準備書に記載いたします。

5. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
9	P3. 1-104 第3. 1-31図 陸域の植物の重要な群落等の確認位置 ・特定植物群落（石狩海岸の砂丘林）が示されているが、小樽側はないのでしょうか。	小樽側について再調査した結果、「第2回自然環境保全基礎調査 北海道動植物分布図（渡島・檜山・後志支庁）」（環境庁，昭和56年）及び「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図（渡島・檜山・後志支庁）」（環境庁，平成元年）には、小樽側に特定植物群落（石狩海岸の砂丘林）が記載されていたことから、準備書には小樽側についても記載いたします。
10	P3. 2-79 第3. 2-14図(1) 自然関係法令等による指定の状況 ・「北海道自然環境保全指針」の「すぐれた自然地域」の標示(?), あるいは記載(?)がぬけていると思います。石狩砂丘，カシワの海岸林，砂浜に何らかの印がつくべきです。	「北海道自然環境保全指針」（平成元年北海道）において、石狩砂丘，カシワの海岸林及び砂浜は、それぞれ主要な位置が記載されていますが、それらの範囲は明示されていないことから、方法書第3. 2-14図(1)（P3. 2-79）に示しておりません。
11	海岸防風林について 「環境影響評価方法書のあらまし」の鳥瞰図では、海岸防風林に実線部分がかかっています。また、「方法書」第2.2-2図 対象実施区域の位置及び周辺の状況での、海岸防風林に実線部分がかかっています。 何本くらいの木が切られるのですか？ 貴重な生物は本当にいないのですか？ このカシワ天然林の海岸防風林は、開拓使時代のおわりごろには防風林として重要視され、札幌県時代の明治16年に禁伐林となりました。『北海道山林史』は、この禁伐林指定をもって、北海道の防風林の始まりとしています。また、植林したクロマツ海岸林などに比べ、天然海岸林としての自然度は間違いにすぐれています。この天然カシワ防風林そのものが、地域住民にとっても北海道民にとっても貴重な宝物といえます。 先人たちの高い見識と保全の努力があって、現在の海岸防風林に至っています。その姿は、日本最大級とも言われています。歴史的にも自然的にも重要なこの防風林の木を、これ以上傷つけないでください。	現時点では、ガス導管敷設ルートが未確定のため、対象事業実施区域は想定される範囲を示しており、その一部が海岸防風林（保安林）を含んでおります。 対象事業実施区域の海岸防風林については、方法書に記載した手法により、陸域の動植物の現地調査を行う計画としております。 ガス導管敷設にあたっては、海岸防風林で極力作業を行なわないよう配慮いたします。 やむをえず海岸防風林で作業を行なう場合は、海岸防風林の管理者と協議し、環境保全を図る計画としております。
12	P4. 2-30 第4. 2-3図(2) P4. 2-36 第4. 2-4図(2) ・海生動物，海生植物についても，漁業権のある区域の調査はしておかなくてよいのでしょうか。	海域の調査範囲の設定にあたり、発電所からの温排水による水温上昇が想定される拡散範囲を簡易的な手法により予測した結果、その範囲は、放水口を起点として、海岸と平行に各々約300m，沖合方向に約400mとなっております。 予測した拡散範囲から漁業権のある区域までは、最も近い小樽側で海岸と平行に約1km，沖合方向に約2km離れていることから、漁業権のある区域での調査は計画しておりません。

6. 景観

No.	意見の概要	当社の見解
13	P3. 1-114 第3. 1-35図 景観資源の位置 ・マクンベツ湿原は、とりあげられていないのでしょうか。	景観資源の状況については、国から公表されている「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図（胆振・石狩・空知支庁）」（環境庁，平成元年）及び「日本の自然景観北海道版」（環境庁，平成元年）により把握いたしました。 マクンベツ湿原は、これらの資料に記載されていないことから、方法書に示しておりません。
14	P3. 1-113 6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (1) 景観の状況 ・発電所を中心とした半径10km程度の範囲を対象としているが、事業実施区域は石狩湾の中心部であるため、小樽側及び石狩市厚田、浜益側からの景観も考慮すべきだと思います。	景観の調査地域の設定にあたっては、発電所の煙突高さを80mに計画していること、また、対象事業実施区域は石狩平野の海岸域に位置し平坦な場所であること等を踏まえ、方法書第4. 2-5表（P4. 2-37）に記載したとおり、対象事業実施区域（発電所）を中心とした半径10km程度の範囲を対象としております。 主要な眺望点については、その調査地域から、不特定多数の方が利用している場所及び近隣住民の皆さまが日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができると考えられる場所を幅広く抽出しております。
15	P4. 2-37 ・景観の評価手法の 3 調査地域は、半径10kmより広げて調査すべきだと思います。	方法書第4. 2-5図（P4. 2-38）に記載した地点において調査を行うことで、景観に係る環境影響を予測・評価できると考えておりますが、ご意見を踏まえ、半径10kmより遠方の景観の調査地点として、小樽側から1地点、石狩市厚田・浜益側から1地点を追加いたします。 なお、具体的な調査地点については、今後、現地踏査を実施した上で、選定いたします。
16	P3. 1-121 第3. 1-37図 人と自然との触れ合いの活動の場 ・新港の両側に広がる砂浜海岸一帯（小樽側－銭函海岸，十線浜，おたね浜，石狩側－石狩浜）は、普段から札幌市民を中心にレクリエーションの場として使われています。その点を忘れてほしくありません。	方法書第3. 1-37図（P3. 1-121）に記載している人と自然との触れ合いの活動の場については、工事中及び運転開始後の資材等の搬出入に用いる主要な交通ルート沿道及び周辺の地域について、情報を整理いたしました。 小樽側の砂浜海岸については、方法書第3. 1-37図に記載している人と自然との触れ合いの活動の場の中から、小樽側の砂浜海岸に近い調査地点を選定することで、資材等の搬出入による環境影響を予測・評価できると考えております。 石狩側の砂浜海岸については、資材等の搬出入に用いる主要な交通ルート沿道及び周辺ではないことから、資材等の搬出入による環境影響は極めて小さいと考えております。
17	P4. 1-10 第4. 1-3表(5) ・表中 人と自然との触れ合いの活動の場の項目で、地形改変及び施設の有無の区分に対し「×」になっていますが、ごく周辺での利用があることを考慮してほしいです。	対象事業実施区域のうち、陸域の大部分は埋立地であることから、新たな地形改変は行いません。 また、入手可能な最新の文献その他の資料においては、対象事業実施区域及びその周囲には、不特定多数の方が利用している人と自然との触れ合いの活動の場は確認されませんでした。
18	P4. 2-39 触れ合いの活動の場の評価手法 ・影響区分を見直し、地形改変及び施設の有無も加えてほしいです。調査地点に、両側の砂浜海岸も入れて下さい。	これらを踏まえ、地形改変及び施設の有無による人と自然との触れ合いの活動の場は、環境影響評価の項目として選定しておりません。